

松本市、塩尻市及び安曇野市における営業時間の短縮等の要請について

1 要請期間

9月12日まで（当初の要請期間は9月7日まで）

2 対象地域

松本市、塩尻市、安曇野市

3 要請内容

種 類	区 分		要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 （5時～20時） （特例あり※）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
		ガイドライン 非遵守	休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します

【全体】

- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5万円/日）※中小企業の場合

【信州の安心なお店認証店（特例）】

- 既に認証店の特例により、20時以降も営業している場合
新たな手続きは必要ありません。また、再延長期間から時短営業に変更することもできます。
- 再延長期間中に新たに特例営業を希望される場合
 - ・既に認証された事業者は、再延長期間から特例営業に変更することができます。
 - ・新たに認証される事業者は、認証日までは時短要請に応じていただきます。

8月14日～9月7日までの要請期間について、第1期として9月8日から協力金の申請を受け付けます。

営業時間の短縮等の要請の影響を受ける事業者等の皆様におかれては、「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご活用いただき、引き続き、雇用の維持に努めていただくようお願いします。

営業時間の短縮等の要請対象地域等 (R3.9.4 現在)

1 営業時間の短縮等の要請対象地域

圏域	対象市町村	要請期間
佐久	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町	8/9～9/8
上田	上田市、東御市、青木村、長和町 (圏域内全域)	8/9～9/8
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (圏域内全域)	8/16～9/9
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (圏域内全域)	8/26～9/5
南信州	飯田市	8/22～9/8
木曾	—	—
松本	松本市、塩尻市、安曇野市	8/14～9/12
	山形村、朝日村	8/28～9/7
北アルプス	白馬村	8/24～9/10
	大町市、池田町、松川村、小谷村	8/28～9/10
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村	8/19～9/12

(40 市町村)

2 感染警戒レベルの状況等

. . . 感染警戒レベル5 + 営業時間の短縮等の要請対象地域

. . . 感染警戒レベル5の地域

